

令和6年9月17日
都市農業担当部都市農業課

区内における農地面積について

区は、生産緑地法（昭和49年法律第68号）に基づき、計画的に保全する必要のある農地等を、生産緑地地区として都市計画決定している。

生産緑地制度を有効に活用した農地の保全を進めるため、毎年度新たに指定を希望するものを募り、追加等の都市計画変更を行っている。

今般、生産緑地地区の都市計画変更について、下記のとおり告示が行われたので、区内における農地面積について報告する。

記

- 1 区内の農地面積
約171.36ha（うち生産緑地地区面積：約159.70ha）
- 2 告示日（生産緑地地区の都市計画変更）
令和6年8月20日（火）
- 3 告示の内容
生産緑地地区面積
約159.70ha
削除面積
約34,250m²
追加面積
約1,850m²